

◀参考▶履歴書の写しが提出できない場合の代替書類

以下、1及び2について必要な書類をそれぞれ提出してください。

1. 被雇用者が求人への応募等の時点で大阪府内に住所を有することの確認ができる書類（P21の7関係）

・次のいずれかの写しを提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものに限ります。

- 運転免許証(表・裏の両方)
- 各種健康保険証(表・裏の両方) ※雇用促進支援金の申請をする雇入れに伴い加入した健康保険証は除く
- マイナンバーカード(表面) ○パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)
- 住民基本台帳カード(表面) ○在留カード(表・裏の両方) ○特別永住者証明書(表・裏の両方)
- 外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。)
- 住民票(マイナンバーの記載のないもの)の写し

2. 被雇用者が令和2年4月1日以降に失業状態になったことの確認ができる書類（P21の8関係）

・次のいずれかの写しを提出してください。

(1) 就業していた方

- ・雇用保険受給資格者証(第1面)の写しを提出してください。
- ・雇用保険受給資格者証(第1面)の写しが提出できない場合は、以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

- 雇用保険被保険者離職票-1(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書)
- 前職の事業主が発行する離職日の確認ができる書類(退職証明書等)
- その他離職年月日の確認ができる書類

【雇用保険受給資格者証】は、雇用保険の給付を受け取る資格を証明するものです。

【雇用保険被保険者離職票-1(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書)】は、失業者が雇用保険の受給手続きをする際に必要となる書類で、事業主が離職証明書をハローワークに提出後、ハローワークから事業主に対して発行されるものです。

(2) 中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍していた方

以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

- ・卒業した方 ○卒業証書 ○卒業証明書 ○その他卒業年月日の確認ができる書類
- ・退学した方 ○退学証明書 ○その他退学の年月日の確認ができる書類

(3) 法人等の代表者または役員等ではなくなった方

登記事項証明書等、代表者または役員等ではなくなった年月日の確認ができる書類の写しを提出してください。

(4) 個人事業主等で事業を廃業した方

受付印が押印された、税務署に提出する廃業届や都道府県税事務所に提出する廃業の申告書等、個人事業主等で事業を廃業した年月日の確認ができる書類の写しを提出してください。

1及び2共通事項

※確認する事項は氏名、住所、失業状態になった年月日(離職日等)です。それ以外の情報は、あらかじめ被雇用者が黒色で塗りつぶしたうえで提出していただいても構いません。

※上記の代替書類が提出できない場合は、離職日等を被雇用者から聞き取ったうえで、P27の申立書を提出してください。